

○桃山学院大学学生個人情報保護規則

平成7年7月21日
大学評議会承認

(目的)

第1条 この規則は、桃山学院大学(以下「大学」という。)が保有する教育研究用・事務処理用・図書館用電子計算機により処理する学生個人情報の適正な取り扱いとその保護を目的とする。

(定義)

第2条 学生の個人情報(以下「個人情報」という。)とは、大学に学生として何らかの籍(資格)を有していた期間に収集・発生・生成した学生個人に関する情報で、それにより特定の個人が識別されたり他の情報との組み合わせにより特定の個人が識別できるものをいう。

(個人情報取扱者の責務)

第3条 個人情報を取り扱う大学の教職員は、職務に関して知りえた個人情報の内容を、この規則に定める場合以外に他に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いたときも同様とする。

(個人情報の収集制限)

第4条 個人情報を収集するにあたっては、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 個人情報を収集するにあたっては、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。
 1. 法令または大学が定める規程により収集するとき。
 2. 本人の同意があるとき。
 3. 出版、報道等により公にされているとき。
 4. 個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 5. その他本人以外の者から収集することに相当の理由があるとき。
- 3 個人情報の収集にあたっては、思想、信条および宗教ならびに社会的差別の原因となる事項に関する個人情報を原則として収集してはならない。

(利用・提供制限)

第5条 収集した個人情報は、原則として収集目的の範囲内で利用し、または提供するものとする。

(適正管理)

第6条 個人情報は、定められた目的の範囲内で、正確かつ最新の状態で安全に管理するよう努めるものとする。

- 2 個人情報は、漏洩、毀損、改竄、滅失の防止その他適正な管理を行うために必要な措置が講じられなければならない。
- 3 不必要となった個人情報は、確実かつ迅速に廃棄または消去されなければならない。

(情報の管理者)

第7条 大学の事務部に個人情報保護管理者を置き、各事務部長をもってこれに当てる。

(個人情報の開示)

第8条 本学の学生は、自己の個人情報記録の開示を担当所管を通じて大学に申請することができる。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該個人情報記録の全部または一部を開示しないことがある。

1. 開示申請の対象となった個人情報に、申請者以外の個人に関する情報が含まれているとき。
2. 開示申請の対象となった個人情報が、個人の指導、評価、選考等に関するものであるとき。
3. 開示を行うことが、大学業務の正常な遂行を妨げるおそれがあるとき。

(個人情報の訂正)

第9条 自己の個人情報の記録が事実と異なる場合には、該当者は担当所管を通じて大学に訂正の請求をすることができる。

(取扱い等の委託)

第10条 大学が個人情報の取扱いを伴う特定の事務の一部または全部を大学以外の者に委託するときは、個人情報の保護に関して受託者が守るべき義務を当該契約の中に明記しなければならない。

(規則の改正)

第11条 この規則の改正は大学評議会がこれを行う。

付 則

この規則は、1995年(平成7年)10月1日から施行する。